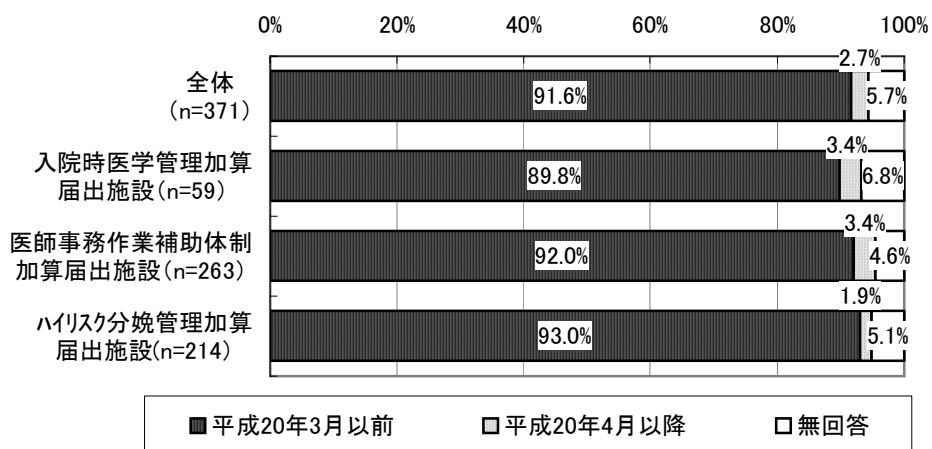


連続当直を行わない勤務シフトに関する取組みを開始した時期についてみると、「全体」では「平成20年3月以前」が91.6%、「平成20年4月以降」が2.7%であった。

施設基準届出別にみると、「入院時医学管理加算」の届出施設では「平成20年3月以前」が89.8%、「平成20年4月以降」が3.4%、「医師事務作業補助体制加算」の届出施設では「平成20年3月以前」が92.0%、「平成20年4月以降」が3.4%、「ハイリスク分娩管理加算」の届出施設では「平成20年3月以前」が93.0%、「平成20年4月以降」が1.9%であった。

図表 45 負担軽減策の取組み開始時期（施設基準届出別）
～④連続当直を行わない勤務シフト～



(注) 各項目について「取り組んでいる」と回答のあった施設を対象に集計を行った。